

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年8月5日 03時10分ごろ
発生場所	石川県羽咋市滝港西南西方沖 滝港第2防波堤灯台から真方位245° 1.9海里付近 (概位 北緯36° 54.4′ 東経136° 43.1′)
事故の概要	プレジャーボート第3幸伸丸は、揚錨中、落水した船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第3幸伸丸、1.7トン 251-16294石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m、波向 西南西
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、共に救命胴衣を着用し、船首から錨を投入して錨泊した後、船長が、船首端で錨を引き揚げていたところ、風が強く吹くとともに波が高くなって船体が動揺し、体勢を崩して落水した。 船長は、同乗者の助けを借りても本船に上がることができなかったので、同乗者が118番通報して救助を要請し、来援した漁船に救助されて救急車で病院に搬送され、低体温症及び海水吸引の疑いが懸念されて入院した。
分析	本船は、揚錨中、船長が、船首端で錨を引き揚げていたところ、風波を受けて船体が動揺し、体勢を崩したことから、落水して負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、揚錨中、船長が、船首端で錨を引き揚げていたところ、風波を受けて船体が動揺し、体勢を崩したため、落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風波を受けての揚錨作業は、慎重に行うこと。 ・船内にある索具を利用して縄ばしごを作成し、落水した際に使用できるように備えておくことが望ましい。